



開設予定事業者向け説明会資料 訪問介護

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 高齢福祉課

令和5年1月版

目 次

0	介護保険法に基づく各種サービスの指定を受けるにあたっての、定款への事業名 の記載について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1						
0	介護報酬の地域区分・・・・・・・・・・・・・・・・ 2						
0	サービス別の1単位当たりの単価・・・・・・・・・・・・ 3						
0	地域単価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4						
0	訪問介護料金早見表・・・・・・・・・・・・・・・ 5						
0	①②訪問介護指定申請に係る必要書類一覧表・・・・・・・・ 8						
0	③訪問介護申請及び介護給付費請求に係る書類チェックリスト・・・・ 9						
0	④申請書類作成にあたっての留意事項(訪問介護)・・・・・・・・ 14						
0	⑤同一敷地内で2サービス以上の事業を行う場合・・・・・・・ 17						
0	申請書類記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18						
0	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・・・・・・・・ 3 1						
0	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表・・・・・・・・・・ 32						
0	よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33						
亲	※内容は制度改正により変わる可能性があります。 新規申請の際は、介護情報サービスかながわをご覧いただ き申請書類等お間違いないようご注意ください。						

■ 介護保険法に基づく各種サービスの指定を 受けるにあたっての、定款への事業名の記載について ■

○ 介護保険法に基づく居宅サービス事業

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、 通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、 特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

○ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービス

〇 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

居宅介護支援

〇 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、

介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、

介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、

介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

〇 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

〇 介護保険法に基づく介護予防支援事業

介護予防支援

- ご注意ください!

定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へその変更についてご相談ください。

(株式会社や有限会社、合資会社等の営利法人の場合、所轄官庁はありません。)

介護報酬の地域区分

| 一変更あり

	区	分				(会和3年	改定後 :度~令和5年度)
	<u></u>	/,		(1/2/0001/2	上乗せ率(%)	(1)140	上乗せ率(%)	増減
横	浜	Ė.	市	2 級地	16	2級地	16	-6424
川	嵋		市	2 級地	16	2級地	16	
相	模	原	市	4 級地	12	4級地	12	
横	 須	賀	市	5級地	10	5級地	10	
鎌	倉	1	市	3 級地	15	3 級地	15	
逗	子	_	市	4 級地	12	4 級地	12	
三	浦	Ì	市	6級地	6	6級地	6	
逗 三 葉	Ц	1	町	6級地	6	6級地	6	
厚	木	;	市	4 級地	12	4 級地	12	
大	和		市	5 級地	10	5級地	10	
海	老	名	市	5 級地	10	4 級地	12	+
座	間]	市	5 級地	10	5級地	10	
綾	溂		市	5 級地	10	5級地	10	
愛	JI		町	5 級地	10	5級地	10	
清	JI		村	6級地	6	6級地	6	
藤	沂	Į	市	4 級地	12	4 級地	12	
茅	ケ	崎	市	5 級地	10	5級地	10	
寒	JI	I	町	5 級地	10	5級地	10	
<u>寒</u> 平	场	₹	市	5 級地	10	5級地	10	
	野	ş	市	6級地	6	6級地	6	
伊	勢	原	市	5 級地	10	5級地	10	
大	碍	ŧ	町	6級地	6	6級地	6	
	宫	1 I	町	6 級地	6	6級地	6	
南	足	柄	市	その他	0	その他	0	
中	爿	•	町	その他	0	その他	0	
大	爿		町	その他	0	その他	0	
松	Œ		町	その他	0	その他	0	
山開	北		町	その他	0	7級地	3	+
	成	<u> </u>	町	その他	0	その他	0	
小	田	原	市	5級地	10	5級地	10	
箱真	枯		町	7級地	3	7級地	3	
	鸖	<u> </u>	町	その他	0	その他	0	
湯	河	原	町	その他	0	その他	0	

サービス別の1単位当たりの単価

E.		人		(4		令和2年 :乗せ割					
区	分	件費	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		割合	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%		
居宅サービス	居宅サービス										
訪問介護		70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00		
訪問入浴グ		70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00		
訪問看護		70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00		
訪問リハb ション	ブリテー	55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00		
通所介護		45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00		
通所リハヒ	ゴリテー	55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00		
短期入所生	E活介護	55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00		
短期入所援	養介護	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00		
特定施設 <i>7</i> 介護	人居者生活	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00		
地域密着型サー	ービス										
夜間対応雪	型訪問介護	70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00		
認知症対応 護	5型通所介	55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00		
小規模多樣介護	後能型居宅	55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00		
認知症対応 活介護	5型共同生	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00		
地域密着型入居者生活		45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00		
地域密着型分施設入所者生	` 護老人福祉	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00		
定期巡回 · 型訪問介護	随時対応	70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00		
	8機能型居宅	55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00		
地域密着型		45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00		
居宅介護支援		70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00		
介護保険施設す	介護保険施設サービス										
介護老人福	届祉施設	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00		
介護老人傷	 保健施設	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00		
介護療養型	型医療施設	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00		
介護医療隊	ŧ	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00		

						(単位	生円)
		(改 I 令和3~	E 後 ~5年度))		
人件			1	:乗せ割	合		
費	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
割合	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00

[※] 介護予防サービスは、省略。

			2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	·訪問介護 ·訪問入浴介護 ·訪問看護 ·居宅介護支援	·定期巡回·随時対応型訪問介護看護 ·夜間対応型訪問介護	11. 12円	11. 05円	10. 84円	10. 70円	10. 42円	10. 21円	10円
牧 定 案	・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護	・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サー ビス)	10. 88円	10. 83円	10. 66円	10. 55円	10. 33円	10. 17円	10円
	·通所介護 短期入所療養介護 ·特定施設入居者生活介護 ·認知症対応型共同生活介護 ·地域密着型通所介護	 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護療療院 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	10. 72円	10. 68円	10. 54円	10. 45円	10. 27円	10. 14円	10円

※サービス種類については、介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスは介護予防サービスを含む。

2級地:横浜市/川崎市

3級地:鎌倉市

4級地:相模原市/藤沢市/厚木市/逗子市/<mark>海老名市</mark>

5級地:横須賀市/平塚市/小田原市/茅ケ崎市/大和市/伊勢原市/座間市/綾瀬市/寒川町/愛川町

6級地:三浦市/秦野市/葉山町/大磯町/二宮町/清川村

7級地:山北町/箱根町

その他:上記以外

(平成30年4月~令和3年3月)

	(十)成50年4万十十万和5年5万)		2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	·訪問介護 ·訪問入浴介護 ·訪問看護 ·居宅介護支援	·定期巡回·随時対応型訪問介護看護 ·夜間対応型訪問介護	11. 12円	11. 05円	10. 84円	10. 70円	10. 42円	10. 21円	10円
	・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護	・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サー ビス)	10. 88円	10. 83円	10. 66円	10. 55円	10. 33円	10. 17円	10円
	·通所介護 ·短期入所療養介護 ·特定施設入居者生活介護 ·認知症対応型共同生活介護 ·地域密着型通所介護	·介護老人福祉施設 ·介護老人保健施設 ·介護老養型医療施設 ·介護医療院 ·地域密着型特定施設入居者生活介護 ·地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介籍	10. 72円	10. 68円	10. 54円	10. 45円	10. 27円	10. 14円	10円

※サービス種類については、介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスは介護予防サービスを含む。

2級地:横浜市/川崎市

3級地:鎌倉市

4級地:相模原市/藤沢市/厚木市/逗子市

5級地:横須賀市/平塚市/小田原市/茅ケ崎市/大和市/伊勢原市/海老名市/座間市/綾瀬市/寒川町/愛川町

6級地:三浦市/秦野市/葉山町/大磯町/二宮町/清川村

7級地:箱根町

その他:上記以外

訪問介護料金早見表(令和4年度介護報酬改定)【1割負担】

【利用者負担算出方法】 地域単価×単位数=○○円(1円未満切り捨て) ○○円-(○○円×0.9(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※この表は新規指定申請等の際に、事業所が利用料金表を作成するために参考として作成したものです。 実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

※「所定単位数の1000の○に相当する単位数」等と規定されている加算・減算(早朝・夜間加算、特定事業所加算、同一建物に居住する利用者に対する減算など)は下表には記載しておりませんが、必要に応じて料金表に記載してください。

なお、料金変更が報酬改定に係るもののみである場合は、料金変更届は不要としています。

				利用者	負担額(1	割)円		
訪問介護費(1回につき)	単位数	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
		11.12円	11.05円	10.84円	10.7円	10.42円	10.21円	10円
イ 身体介護が中心である場合								
(1) 所要時間20分未満の場合	167	186	185	181	179	174	171	167
(2) 所要時間20分以上30分未満の場合	250	278	277	271	268	261	256	250
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	396	441	438	430	424	413	405	396
(4) 所要時間1時間以上の場合	579	644	640	628	620	604	592	579
(4)に所要時間1時間から計算して所要時間 30分を増すごと	84	94	93	91	90	88	86	84
ロ 生活援助が中心である場合								
(1) 所要時間20分以上45分未満の場合	183	204	203	199	196	191	187	183
(2) 所要時間45分以上の場合	225	251	249	244	241	235	230	225
ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中 心である場合	99	110	110	108	106	104	101	99
注5 身体介護を行った後に引き続き所要 時間20分以上の生活援助を行った場合 所要時間が20分から計算して25分を 増すごとに (201単位を限度とする)	67	75	74	73	72	70	69	67
注14 緊急時訪問介護加算(1回につき)	100	112	111	109	107	105	103	100
ニ 初回加算(1月につき)	200	223	221	217	214	209	205	200
ホ (1)生活機能向上連携加算(I) (1月につき)	100	112	111	109	107	105	103	100
(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき)	200	223	221	217	214	209	205	200
へ (1)認知症専門ケア加算(I) (1日につき)	3	4	4	4	4	4	3	3
(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき)	4	5	5	5	5	5	4	4

特定事業所加算 (単位数)

(1)特定事業所加算(I) 所定単位数の100分の20に相当する単位数 (2) 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (3)特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (4) 特定事業所加算 (IV) 所定単位数の100分の5に相当する単位数 (5)特定事業所加算(V) 所定単位数の100分の3に相当する単位数

介護職員処遇改善加算(単位数)

I (キャリアパス要件①②③) +職場環境要件 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算) ×サービス別加算率13.7パーセント

Ⅱ (キャリアパス要件①②) +職場環境要件 介護報酬総単位数 (基本単位+各種加算減算) ×サービス別加算率10.0パーセント

Ⅲ(キャリアパス要件①又は②)+職場環境要件 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率5.5パーセント

※処遇改善加算の単位数は、基本報酬に、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率配乗じて算出。

介護職員等特定処遇改善加簋(単位数)

I (サービス提供体制強化加算等の取得あり) 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率 6. 3パーセント

Ⅱ (サービス提供体制強化加算等の取得なし) 介護報酬終単位教(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率4.2パーセント

※特定処遇改善加算の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及びベースアップ等支援加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率密乗じて算出 。

介護職員等ベースアップ等支援加算(単位数) 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率2.4パーセント

※ベースアップ等支援加算の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率密乗じて算出 。

訪問介護料金早見表(令和4年度介護報酬改定)【2割負担】

【利用者負担算出方法】 地域単価×単位数=○○円(1円未満切り捨て) ○○円-(○○円×0.8(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※この表は新規指定申請等の際に、事業所が利用料金表を作成するために参考として作成したものです。実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

※「所定単位数の100分の○に相当する単位数」等と規定されている加算・減算(早朝・夜間加算、特定事業所加算、同一建物に居住する利用者に対する減算など)は下表には記載しておりませんが、必要に応じて料金表に記載してください。

なお、料金変更が報酬改定に係るもののみである場合は、料金変更届は不要としています。

				利用者	負担額(2	2割)円		
訪問介護費(1回につき)	単位数	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
		11.12円	11.05円	10.84円	10.7円	10.42円	10.21円	10円
イ 身体介護が中心である場合								
(1) 所要時間20分未満の場合	167	372	369	362	358	348	341	334
(2) 所要時間20分以上30分未満の場合	250	556	553	542	535	521	511	500
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	396	881	875	859	848	826	809	792
(4) 所要時間1時間以上の場合	579	1, 288	1, 280	1, 256	1, 239	1, 207	1, 183	1, 158
(4)に所要時間1時間から計算して所要時間 30分を増すごと	84	187	186	182	180	175	172	168
ロ 生活援助が中心である場合								
(1) 所要時間20分以上45分未満の場合	183	407	405	397	392	382	374	366
(2) 所要時間45分以上の場合	225	501	498	488	482	469	460	450
ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中 心である場合	99	220	219	215	212	207	202	198
注5 身体介護を行った後に引き続き所要 時間20分以上の生活援助を行った場合 所要時間が20分から計算して25分を 増すごとに (201単位を限度とする)	67	149	148	146	144	140	137	134
注14 緊急時訪問介護加算(1回につき)	100	223	221	217	214	209	205	200
ニ 初回加算(1月につき)	200	445	442	434	428	417	409	400
ホ (1)生活機能向上連携加算(I) (1月につき)	100	223	221	217	214	209	205	200
(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき)	200	445	442	434	428	417	409	400
へ (1)認知症専門ケア加算(I) (1日につき)	3	7	7	7	7	7	6	6
(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき)	4	9	9	9	9	9	8	8

特定事業所加算 (単位数)

(1) 特定事業所加算(I) 所定単位数の100分の20に相当する単位数 (2)特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (3)特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (4) 特定事業所加算 (IV) 所定単位数の100分の5に相当する単位数 (5) 特定事業所加算(V) 所定単位数の100分の3に相当する単位数

介護職員処遇改善加算(単位数)

I (キャリアパス要件①②③) +職場環境要件 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率13.7パーセント 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率10.0パーセント Ⅱ (キャリアパス要件①②) +職場環境要件 Ⅲ (キャリアパス要件①又は②) +職場環境要件 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算) ×サービス別加算率5.5パーセント

※処遇改善加算の単位数は、基本報酬に、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率路乗じて算出 。

介護職員等特定処遇改善加算(単位数)

I (サービス提供体制強化加算等の取得あり) 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率6.3パーセント Ⅱ (サービス提供体制強化加算等の取得なし) 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率4.2パーセント

※特定処遇改善加算の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及びベースアップ等支援加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。

介護職員等ベースアップ等支援加算(単位数) 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率2.4パーセント

※ベースアップ等支援加算の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率配乗じて算出。

訪問介護料金早見表(令和4年度介護報酬改定)【3割負担】

【利用者負担算出方法】 地域単価×単位数=○○円(1円未満切り捨て) ○○円-(○○円×0.7(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※この表は新規指定申請等の際に、事業所が利用料金表を作成するために参考として作成したものです。実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

※「所定単位数の100分の○に相当する単位数」等と規定されている加算・減算(早朝・夜間加算、特定事業所加算、同一建物に居住する利用者に対する減算など)は下表には記載しておりませんが、必要に応じて料金表に記載してください。

なお、料金変更が報酬改定に係るもののみである場合は、料金変更届は不要としています。

			利用者負担額(3割)円					
訪問介護費(1回につき)	単位数	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
		11.12円	11.05円	10.84円	10.7円	10.42円	10.21円	10円
イ 身体介護が中心である場合								
(1) 所要時間20分未満の場合	167	558	554	543	536	522	512	501
(2) 所要時間20分以上30分未満の場合	250	834	829	813	803	782	766	750
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	396	1, 321	1, 313	1, 288	1, 272	1, 238	1, 213	1, 188
(4) 所要時間1時間以上の場合	579	1,932	1, 920	1, 883	1, 859	1,810	1, 774	1, 737
(4)に所要時間1時間から計算して所要時間 30分を増すごと	84	281	279	273	270	263	258	252
ロ 生活援助が中心である場合								
(1) 所要時間20分以上45分未満の場合	183	611	607	595	588	572	561	549
(2) 所要時間45分以上の場合	225	751	746	732	723	704	690	675
ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中 心である場合	99	330	328	322	318	310	303	297
注5 身体介護を行った後に引き続き所要 時間20分以上の生活援助を行った場合 所要時間が20分から計算して25分を 増すごとに (201単位を限度とする)	67	224	222	218	215	210	206	201
注14 緊急時訪問介護加算 (1回につき)	100	334	332	326	321	313	307	300
ニ 初回加算(1月につき)	200	668	663	651	642	626	613	600
ホ (1)生活機能向上連携加算(I) (1月につき)	100	334	332	326	321	313	307	300
(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき)	200	668	663	651	642	626	613	600
へ (1)認知症専門ケア加算(I) (1日につき)	3	10	10	10	10	10	9	9
(2)認知症専門ケア加算(II) (1日につき)	4	14	14	13	13	13	12	12

特定事業所加算 (単位数)

(1) 特定事業所加算(I) 所定単位数の100分の20に相当する単位数 (2)特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (3)特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (4) 特定事業所加算 (IV) 所定単位数の100分の5に相当する単位数 (5) 特定事業所加算(V) 所定単位数の100分の3に相当する単位数

介護職員処遇改善加算 (単位数)

I (キャリアパス要件①②③) +職場環境要件 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率13.7パーセント Ⅱ(キャリアパス要件①②)+職場環境要件 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率10.0パーセント Ⅲ (キャリアパス要件①又は②) +職場環境要件 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率5.5パーセント

※処遇改善加算の単位数は、基本報酬に、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率盈乗じて算出。

介護職員等特定処遇改善加算(単位数)

I (サービス提供体制強化加算等の取得あり) 介護報酬総単位数 (基本単位+各種加算減算) ×サービス別加算率 6. 3パーセント Ⅱ (サービス提供体制強化加算等の取得なし) 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率4.2パーセント

※特定処遇改善加算の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及びベースアップ等支援加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率图乗じて算出 。

介護職員等ベースアップ等支援加算(単位数) 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率2.4パーセント

※ベースアップ等支援加算の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率图乗じて算出 。

① 訪問介護指定申請に係る必要書類一覧表

No	書類	様式等						
1	指定居宅サービス事業者(介護保険施設、指定介護予防サービス事業	第1号様式						
	者)指定(許可)申請書							
2	申請者(開設者)の登記事項証明書の原本							
3	訪問介護事業所の指定に係る記載事項(付表1)							
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	指定申請書類様式にある勤務形						
		態一覧表を使用してください。						
5	従業者の資格証の写し							
6	事業所のサービス提供責任者経歴書							
	※「サービス提供責任者の経歴」は、次の書類に代えることが可能です。							
	(1) 介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」							
	(2)介護職員基礎研修課程修了者及び訪問介護に関する1級課程修了者の場合、							
	「当該研修を修了した旨の証明書の写し」							
	(3) 訪問介護に関する2級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の							
	写し」及び「3年以上介護等の業務に従事したことがわかる書類」							
7	事業所の平面図	参考様式2 (任意様式でも可)						
8	運営規程(料金表含む)							
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4						
10	法人代表者等誓約書	指定申請書類様式にある様式を						
		使用してください。						
11	申請手数料	証紙貼付用紙に神奈川県収入証						
		紙を貼付してご提出ください。						
		(収入印紙ではありません。)						
12	返信用封筒							

② 介護給付費請求に係る必要書類一覧表

1	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	ライブラリ(書式/通知)内3.
2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	加算届に掲載されている様式を
	各種加算の届出様式【各種加算により様式の有無等が異なります】	使用してください。加算を算定
3	※加算を算定しない場合は不要	しない場合も No 1、2は提出が
		必要です。

- ※ 吸収合併(分割)による事業承継の場合は①の1、2、3、4、10、11、12、②の1、2、3及び吸収合併 (分割)契約書(県に届け出ている情報から変更があれば関係書類の提出要)
- ※ 再付番(既に指定を受けているが事業所番号のみ変更が必要な場合)の場合は①の 1、2、3、4、8、10、11、12、②の 1、2、3
- ※ 指定申請時には<u>当該一覧表の順番のとおり書類を整え</u>、ご持参ください。
 - ※県が必要と認める場合は、上記申請書類の他、雇用契約書、賃貸契約書等の提出を求めることや、 事業所の訪問調査を行うことがあります。
 - ※虚偽や不正があった場合には、介護保険法第 77 条に基づき介護事業者の指定を取り消す場合が あります。

③ 訪問介護申請及び介護給付費請求に係る必要書類チェックリスト

■ 提出書類 Hand Hand Hand Hand Hand Hand Hand Hand								
チェック箇所	チェック項目	備考						
指定居宅サービス 様式)	事業者(介護保険施設、指定介護予防サービス事業	者)指定(許可)申請書(第1号						
申請欄	□ 申請者の名称、代表者の氏名が登記事項証明書と一致 している。							
申請者	□ 名称、主たる事務所の所在地が登記事項証明書の商号、本店の住所と一致している。 □ 法人の電話番号、FAX番号、Emailを記載している。	※登記事項証明書に記載されている住所では郵便物が届かない場合は、アパート名や部屋番号などを記載してください。 ※電話番号、FAX番号、Email の記載間違いに注意してください。						
同一所在地内に おいて行う事業 又は施設の種類	□ 指定(許可)申請対象事業等欄に「○」を記載している。 □ 既に同一事業所名、同一所在地で指定を受けている事業がある場合は、既に指定(許可)を受けている事業等欄に「○」と記載している。また、介護保険事業所番号欄に既に指定を受けている事業所の事業所番号を記載している。							
申請者(開設者)	の登記事項証明書の原本							
	□ 発行日から3ヶ月以内の原本である。 □ 目的欄に申請するサービスが位置付けられている。							
訪問介護事業所の)指定に係る記載事項(付表 1)							
事業所	□ 名称及び所在地を記載している。 □ 電話番号、FAX番号、Emailを記載している。	※電話番号、FAX番号、Email の記載間違いに注意してください。						
管理者	□ 氏名、住所、生年月日を漏れなく記載している。 □ 同一敷地内の他の事業所の職務を兼務する場合、事業 所又は施設の名称、兼務する職種及び勤務時間(週あた りの勤務時間)を記載している。	※人員基準を確認してください。<参考>ーライブラリ (書式/通知)						
従業者	□ 勤務形態一覧表、運営規程の員数と一致している。							
利用者の推定数	□ 申請月における利用者の推定数を記載している。							
添付書類	□ (別添) 添付書類・チェックリストを記載している。							
従業者の勤務体制	及び勤務形態一覧表							
サービス種類	□ 同一敷地内で一体的に行っているサービスがある場合、「同一敷地内で一体的に行っているサービス種類」 に記載している。							
勤務形態	□ 訪問介護と訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)を一体的に行う場合、常勤であれば「B」、非常勤であれば「D」と記載している。							

(建自加柱)	(従業者の職種、員数及び職務内容)	ヽシ゚゚゚゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚ヾ゚゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚
(運営規程)	(百ピ) (事業の目的及び運営方針)	
運営規程(料金表	□ PC、電話、複合機 (FAX)、鍵付き書庫の配置場所を記載している。 □ 同一敷地内で他のサービス (例えば、通所介護等)を行う場合、事業毎に専用のスペース (専用の机でも可)を設ける必要があるが、図面にどの部屋・机がどの事業のものであるか明記している。 □ 事務室は、事業を行うために必要な広さの専用のスペースが設けられている。 □ 相談室は、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適当なスペースが確保されている。(相談室が専用の部屋でない場合、パーテーション等で全面囲われているなど、プライバシーが確保されていること。)	<参考> ーライブラリ (書式/通知) ー9. 運営状況点検書・運営の手引き ー2. 運営の手引き
事業所の平面図	□ 事務室、相談室、手指消毒の配置場所を記載している。	※設備基準を確認してください。
指定(変更)後 に従事する職務	□ 今回指定を受ける予定の事業について記載している。 □ 管理者以外の職務を兼務する場合、「サービス提供責任者兼○○」のように記載している。	
主な職歴等	□ 指定予定月の前月までの職歴等を記載している。 □ 介護関係の職歴については、開設法人名及び事業所名 を記載している。	
事業所のサービス	 提供責任者経歴書 ※資格証をもって代える場合は	 チェック不要
従業者の資格証の	○写し□ 資格を必要とする職種について資格証の写しを添付している。(資格を必要としない職種は添付不要)	※勤務形態一覧表の順番に並べてください。
	職務を兼務する場合、それぞれの職務に係る就業時間を 按分して記載している。(ダブルカウントはできませ ん。)	
	□ 曜日を正しく記載している。 □ 氏名は資格証のものと一致している。 □ 同一事業所内の他の職務や同一敷地内の他の事業所の	
第1週~第4週	□ 管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間数 (4週間分)を記載している。 □ 常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務時間は、32時間以上となっている。	※常動機界について <参考>P8 ③申請書類作成にあたっての留意事項
第1週~第4週	□ 管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間数(4週間	※常勤換算について

	□職種ごとに常勤、非常勤の別、専従、兼務の別と員	-1. 新規事業者指定
	数を記載している。	-各サービス
	 (営業日及び営業時間)	- 3. 申請書類記載例・作成例
	□営業日・営業時間とサービス提供日・サービス提供	
	時間が異なる場合は、サービス提供日・サービス提	<参考>
	供時間を記載している。	P 8
	 (指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)	③. 申請書類作成にあたっての留意事
	 □介護保険利用料以外で徴収する費用も記載してい	項
	る。	
	 例)通常の事業の実施地域を超える場合の交通費等	
	 (通常の事業の実施地域)	
	 □通常の事業の実施地域が市町村の一部地域とする場	
	 合、当該一部地域の具体的な範囲を明示している。	
	 (緊急時における対応方法)	
	 □記載している。	
	 (虐待の防止のための措置に関する事項)	
	 □体制の整備、研修の実施、速やかな通報の実施など	<参考>
	について記載している。	 -ライブラリ(書式/通知)
	 (その他運営に関する重要事項)	- 18. 令和 3 年度 4 月介護保険制
	 □従業者の研修(採用時研修、継続研修の頻度)	度改正・報酬改定
	 □衛生管理	 一利用料金早見表(居宅サービ
	 □従業者及び従業者の退職後の秘密保持	ス)
	 □	
	 □事故発生時の対応	
	 □記録の保管期間	
	 ※その他※	
	 □附則の施行日は事業開始予定日を記載している。	
(料金表)	□ 介護保険利用料以外で徴収する費用も料金表に記載し	
	ている。	
	 □ 利用者負担額は、料金表作成例にある「*利用者負担	
	 額の算出方法」を参考にして計算している。	
	│ □ 利用者負担額は、2割、3割についても記載してい	
	る。	
利用者からの苦情	 を処理するために講ずる措置の概要	
	□ 苦情等に対応する担当者名、職種を記載している。	
	□ その他参考事項には、苦情が出ないための具体的な方	
	策を記載している。	
法人代表者等誓約	書	
	□ 申請者の氏名は、申請書(第1号様式)の氏名(法人	
	名、代表者名) と一致している。	
申請手数料(証細	、貼付用紙)	

		□ サービス種別ごとの納付額を確認している。	
		□ 神奈川県収入証紙を貼付している。	
		※ 証紙貼付用紙の掲載場所	
		ライブラリ (書式/通知)	
		一1.新規事業者指定 http://www.raku	raku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=2
		-各サービス	
		一1. 指定申請の流れについて	
	返信用封筒		
		□ A 4 封筒に 2 5 0 円分の切手を貼っている。	
		(※ 同じ事業所番号でサービス追加の場合は140円分	
		の切手)	
		□ 返信先の郵便番号、住所、事業所名を記載している。	
	介護給付費算定に	 伝る体制等に関する届出書	
	71 BQ//R 13 7/ 21 // C (□ 申請者の氏名は、申請書(第1号様式)の氏名(法人	※加算を算定しない場合であっても作
		名、代表者名)と一致している。	成してください。
		□ 提供するサービスの実施事業欄に「○」を記載し、異	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		動年月日欄に事業開始予定年月日を記載している。	
	介護給付費算定に	上係る体制等状況一覧表	
	71 82/18 14 2/21 7 2 1	□ 該当する地域区分を「○」で囲んでいる。	※加算を算定しない場合であっても作
		□ 提供サービス、施設等の区分、その他該当する体制	成してください。
		等、LIFEへの登録、割引のそれぞれの欄の該当箇所	
		- の番号を「○」で囲んでいる。 - □ 加算を算定しない場合は「なし」に○を記載してい	
	タチ加管の足山枠	る。 マート	
	谷性川昇の油口肉	長式【加算を算定する場合のみ】	
		□ 各加算様式の内容を確認し該当箇所に記入している。 	
		※ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出の様式	「 式等の掲載場所
		ライブラリ(書式/通知)	
		— 3. 加算届 http://www.rakuraku.or.	jp/kaigo2/60/1ib. asp?topid=4
		-各サービス	
確認	。 図項目(書類の提出	 は不要ですが、内容の確認を行います)	
	賃貸借契約書の写	し又は建物の登記事項証明書の原本	
		□ 賃貸借契約の場合、契約は申請法人名義で行われてい	
		る。	
		(※建物の使用目的が住宅や居宅となっている場合は、貸	
		し主から事業の用途で使用することについて同意を得て	
		いるか。)	
	従業者の雇用が確	I ■認できる書類の写し	1

	□ 雇用契約書や労働条件通知書の写しを事業所で保管している。 □ 従業員は事業所と契約しており、事業所の指揮命令下にあるか。
	※労働条件の明示については「労働基準法第15条」に規定されています。 なお、労働基準法に関する内容は、労働基準監督署へお問い合わせくださ い。
損害保険	
	□ 損害保険に加入しているか。
	※利用者にケガをさせたり、物を壊してしまった場合など、賠償すべき事故が発生した場合、事業 者は損害賠償を速やかに行わなければなりません。

④申請書類作成にあたっての留意事項(訪問介護)

申請書類作成にあたって、ご質問の多い点をまとめました。こちらも参考の上、申請書類を作成してきてください。その他のご質問については、当日お伺いします。

1 人員

(1) 訪問介護員等の必要員数は常勤換算方法で2.5人分以上の常勤換算とは?

- ○「サービス提供責任者+訪問介護員の1週間の<u>合計勤務時間」</u>を「事業所の<u>常勤職員の1週間</u>の勤務時間」で割ったものです。
 - ・ 合計勤務時間とは、訪問介護のサービス提供に従事する時間とサービス提供の準備等を行う 時間(待機時間を含む)の合計時間です。
 - ・ 常勤職員の勤務時間は、各事業所で規定します。

就業規則がある場合-就業規則に定めた勤務時間

就業規則がない場合-常勤職員との雇用契約書に記載された勤務時間

・ 常勤、非常勤の区別は、事業所で規定した時間数を勤務するかで区別されるものであり、正 社員、パートで区別するものではありません。

例1 常勤職員の勤務時間が週40時間の事業所

サービス提供責任者A	常勤	週 40 時間勤務
訪問介護員A	非常勤	週 20 時間勤務
訪問介護員B	非常勤	週 20 時間勤務
訪問介護員C	非常勤	週 16 時間勤務
訪問介護員D	非常勤	週 10 時間勤務

サービス提供責任者+訪問介護員の1週間の合計勤務時間は、

40+20+20+16+10=106 時間

常勤職員の1週間の勤務時間は、40時間

よって、常勤換算は、 $106 \div 40 = 2.65 \rightarrow 2.6$ (小数点第 2 位切り捨て)。

(2) 管理者について

○ 同一敷地内で他のサービスの管理者等を兼務することは可能です(管理業務に支障がない場合に限る)。その場合は、それぞれのサービスごとに時間を割り振り(例:居宅介護支援の管理者4時間/日、訪問介護の管理者4時間/日)、勤務表に割り振った時間を記載してください。

2 設備基準

(1) 同一敷地内で他のサービス(居宅介護支援、訪問看護等)を行う場合

- 事務室は同じ部屋を使用することは可能ですが、それぞれの事業ごとに専用のスペース(専用の机でも可)を設ける必要があります。
- 図面にどの部屋・机がどの事業のものであるかを明記してください。

(2) 消毒設備

- 「速乾性手指消毒液」等を手洗い場に設置してください。
- 図面に消毒設備(手指消毒液)の位置を記載してください。

(3) 相談室

○ 個室またはパーティションで仕切るなど、利用者のプライバシーに配慮してください。

3 運営規程

(1) 必ず記載すべき事項

- 事業の目的及び運営の方針
 - → 居宅条例第5条などを参考にしてください。
- 従業者の職種、員数及び職務内容
 - → 常勤・非常勤の別、専従・兼務の別を記載してください。 例) 訪問介護員5名 (常勤兼務3名、非常勤兼務2名)
- 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間
 - → 営業日、営業時間とは事業所が開いている日、時間 サービス提供日、サービス提供時間はサービス提供が可能な日、時間 その他、(2) 営業日を参照
- 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - → 介護保険利用料以外で徴収する費用もすべて記載してください。
- 通常の事業の実施地域
 - → 地域が明確に特定されている必要があります。 その他、(3) 通常の事業の実施地域を参照
- 緊急時における対応方法
 - → 居宅条例第28条などを参考にしてください。
- 虐待の防止のための措置に関する事項
 - →体制の整備、研修の実施、速やかな通報の実施などについて記載してください。
- その他運営に関する重要事項
 - → 採用時研修、継続研修の頻度、従業員(従業員であったもの)の守秘義務について 記載してください。

(2) 営業日

○ 祝日の営業について、運営規程に明記してください。

例: 営業する場合 \rightarrow 営業日は、月曜から土曜までとする (祝日は営業する)。 営業しない場合 \rightarrow 営業日は、月曜から土曜までとする (祝日は営業しない)。

○ 夏休み、冬休みを設定する場合には、運営規程に明記してください。

例: 営業日は、月曜から土曜までとする(祝日は営業しない)。

但し、12月29日~1月3日までを除く。

(3) 通常の実施地域

- 通常の実施地域内では、
 - ① 交通費は別途請求できません。
 - ② 合理的な理由がない限り、実施地域内に住んでいる利用者へのサービス提供は拒否

できません。

以上を踏まえて、通常の実施地域は、事業所で決めてください。

※ 通常の実施地域外に居住する利用者に対して、サービスを提供してはいけないということではありません。サービスを提供するかについては、事業所で判断できます。

(4) その他の費用

- 通常の実施地域外に居住する利用者に対しては、運営規程に定め、利用者から同意を得れば、交通費(実費)を別途利用者に請求することができます。
- 交通費を請求するかしないかは、事業所で決めてください。
- 請求する場合には、運営規程に明記する必要があります。公共交通機関(電車、バス等) を利用する場合については、運賃ですので実費が明確ですが、自動車を使用する場合に は、実費が明確でありません。そこで、自動車を使用する場合には、運営規程に価格を 明示しておく必要があります。価格の設定方法は、事業所で決めてください。ただし、 請求することができるのは、ガソリンの実費相当分となります。

4 その他添付書類

(1) 料金表

○ 令和3年4月に報酬改定がありました。改定後の単位を確認して作成してください。 <参考>

ライブラリ (書式/通知)

- -18. 令和3年度介護保険制度改正・報酬改定
 - -利用料金早見表 (居宅サービス)
- -1. 新規事業者指定
 - -各サービス
 - -3. 申請書類記載例・作成例

⑤同一住所で2サービス以上の事業を行う場合

1 事業所名称と事業所番号について

「事業所の名称」と指定の際に付番される「事業所番号」はリンクしています。

(1) サービスごとに異なる事業所名称をつけたい場合

例:訪問介護事業…〇〇ホームヘルパーセンター 居宅介護支援事業…〇〇ケアセンター

- ・事業所番号は別になります。
- ・申請は、それぞれのサービスごとに行うことになります。 (申請書、登記事項証明書、図面もそれぞれ用意してください。)

(2) 事業所番号を統一したい場合

- ・事業所名称を統一してください。
- ・申請は、1つにまとめてください。 (申請書、登記事項証明書、図面は事業所共通書類として1部あれば、結構 です。)
- 事業所番号は、介護報酬の請求を行う場合にも必要となります。請求事務のことも考えた上で、事業所番号を別にするか同じにするかを事業所で検討してください。
- 名称に特に決まりはありません。事業所でお考えください。
- ただし、既に使用されている名称は、利用者等に混乱が生じやすいので、避けてください (特に同一市区町村内にある場合)。
- 既に名称が使用されているか否かは、かながわ福祉情報コミュニティー (http://www.rakuraku.or.jp) の「事業所検索」等で調べてください。

2 事務室の配置について

○ 事務室は共通で使用できますが、サービスごとに専用の事務スペースが必要です。机をサービスごとに明確に分けてください。図面に机のレイアウトを記載し、どの机がどのサービス用なのかが分かるように記載してください。

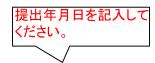
3 その他

○ 併設する他のサービスにおいて、補助金等を受けている場合、別途手続が必要な場合があります。申請する場所が、補助金等の対象となっているか確認し、対象となっていた場合は、 事前に補助金等を受けている担当部署へ連絡し、必要な手続を行ってください。

第1号様式 (第2条関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

指定居宅サービス事業所 指定介護予防サービス事業所 介護保険施設

指定(許可)申請書



令和 5 年 2 月 1 日

神奈川県知事殿

(名称)

株式会社大通介護

申請者

(代表者の職名・氏名)

代表取締役 神奈川 太郎

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、 関係書類を添えて申請します。

	フリ,	ガナ	カブシキカイシャ オオドオリカイゴ										
	名		株式会社	t 大通介護									
	 	たる事務所の	(郵便番	号 -)							
 _申	赤/	生地	神奈川	県 ○	0	市	□ □1	-2					
'		重話番号 <mark>045−000−0000</mark> 連絡先					ΙFΑ	X番号 045	i-000-(0000			
請	連網				000	qi.C			-ш у				
者	代	 表者の職名・氏名・				フリガナ	- カ-	ナガワ :	タロウ		生年		
	生生	年月日	職名	代表取締役		氏 名		奈川 太			方 一	1970年〇月	∃○日
			(郵便番·	 号 -)	111.	33771	,			!	
	代	表者の住所	神奈川	県	0	郡市	× × 1-	-201					
		同一所在地にお	・ おいて行う事	紫等の種類		旨定(許可 対象事訓 該当事業	業等	受けて	定(許可)を いる事業等 事業に〇)			請をする事 ・定年月日	様式
		訪問介護				0				4	う和5年4	月1日	付表1
		訪問入浴介護					据史:	を受け	とい事業に				付表2
		訪問看護 訪問リハビリテーション		+		_	さ又いり ナてくだ					付表3 付表4	
指定	指				+					_			
		居宅療養管理指導	自 于 ———————————————————————————————————										付表5
許	居宅	通所介護											付表6
可 	サ	通所リハビリテージ	i所リハビリテーション										付表7
を	انٰ	短期入所生活介記	蒦										付表8
を 受 け	ス	短期入所療養介證	蒦										付表9
		特定施設入居者生	生活介護										付表10
う		福祉用具貸与							0				付表11
ようとす		特定福祉用具販売	ŧ					_					付表12
る	+4-	介護老人福祉施訂	殳						既に同一	名称	同一所	在地で指	付表13
る事業所	施 設	介護老人保健施討	殳						定を受け				付表14
茶		介護医療院							には〇を	付けて	くださし	١,	付表15
+/-		介護予防訪問入浴	谷介護										付表2
施設	 指	介護予防訪問看認	蒦										付表3
の	定	介護予防訪問リバ	ヽビリテーシ	ョン									付表4
種類	介 護	介護予防居宅療養	養管理指導										付表5
林	予	介護予防通所リバ	ヽビリテーシ	ョン									付表7
	防	介護予防短期入門	期入所生活介護										付表8
	サ 	介護予防短期入門	防短期入所療養介護										付表9
	ビ	介護予防特定施訓	设入居者生	 活介護									付表10
	ス	介護予防福祉用具	具貸与										付表11
		特定介護予防福祉	业用具販売										付表12
介	獲保	· 除事業所番号	1 4 7	1 2 3 4	5 6	7 (既(こ指定又	は許可を	受けている場 [・]	合)			•
医	寮機	医療機関コード等 (保険医療機関として指定を受けている場合)								いる場合))		

* 裏面に記載に関しての備考があります。

(裏)

備考

- 1 「指定(許可)申請対象事業等」「既に指定(許可)を受けている事業等」欄は、該当する欄に「〇」を記入してください。 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合 には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべて を記載してください。
- 3 既に居宅サービス事業所または介護予防サービス事業所のいずれか一方の指定を受けている事業者が、他方の居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業」 の開始予定年月日」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必 要と認める事項」を除いて届出を省略できます。

付表 1 訪問介護事業所の指定に係る記載事項

	フリガナ			-	トドナリカ	ノゴステ ー ション	
	27/37	オオドオリカイゴステーション					
事	名 称					護ステ ー ション	
# # # 	所在地	(郵便番号 神奈川	号 222 - 22 県 <mark>○○</mark>	22) 市	ΔΔ7-	-7-7	
)± 42 ±	電話番号	000-000-0002			FAX番号 000-00	0-0003
	連絡先	Email	kanagawa@OO.j	p		•	
	フリガナ	ヒラ	ツカ タロウ		(郵便	番号 333 - 33	333)
管	氏 名	7	塚 太郎	住所			
	生年月日	昭和〇(〇年〇月〇日生		平塚市の	○ ○ 3 – 3 – 3	
理	訪問	5分護員等と	との兼務の有無		有		
者	同一敷地内の他の事業		名称				
	の従業者との兼務(兼 入)	務の場合記	兼務する職種				
			及び勤務時 -	間等 ————			
〇人貞	に関する基準の確認	に必要な事項	<u> </u>				
	従業者の職種・員	数		訪問介	·護員等		
			専 従		兼 務		
	常 勤(人	.)			2		
	非常勤(人	()			6		
	常勤換算後の人数(人)		3.2		3.2		
	- 利用者の推定数(人)		20				
	フリガナ		ヒラツカ タ		住所	(郵便番号 333	- 3333)
	サービス提供 氏名		平塚 太郎	•	12.171	平塚市〇〇3-3-3	
	責任者	フリガナ	ズシ ジロ		住所	(郵便番号 555	- 5555)
		氏 名	逗子 次郎	郎	1111	逗子市△△5-5-5	
	添付書類	別添のとおり	J				

(訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

_	17.1		7/// 12/0/// 47/9/// 5	
		フリガナ		
	事	名 称		
	業所	所在地	(郵便番号 - 県) 郡市
		連絡先	電話番号	FAX番号
		连桁兀	Email	

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。 3 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

(別添)

付表 1 訪問介護事業所の指定に係る記載事項 添付書類・チェックリスト

必要書類の添付漏れがないか確認(☑を記載)し、付表と合わせて提出してください。

	添付書類	参考様式	新規指定申請 (※1)	更新申請 (※2)	備考	
1	登記事項証明書又は条例等		┃ ☑ 添付	□添付		
				□ 添付省略	書類を添付したら☑し	てください
2	従業者の勤務体制及び勤務形態	 参考様式1	 ☑ 添付	□添付	音規でがりしたりをし	C \/
-	一覧表	3 13 13.24		□ 添仕业		
3	サービス提供責任者の経歴		☑ 添付	□ 添付		
3	リーころ従供負任名の程歴			□ 添付省略		
4	平面図	参考様式2	□ 添付	□ 添付		
) 5 5 K L L		□ 添付省略		
5	運営規程		☑ 添付	□ 添付		
	(建名风性		M3 70	□ 添付省略		
6	利用者からの苦情を処理するた	参考様式4	□ 添付	□ 添付		
Lů	めに講ずる措置の概要	多为採其	[i.] W(J.]	□ 添付省略		
7	誓約書	参考様式6	☑ 添付	□ 添付		

- ※1 新規指定申請の際は、全ての添付書類を提出してください。
- ※2 更新申請の際は、届出済みの内容から変更がない場合、添付を省略することが可能です。 添付を省略する場合には、「添付省略」にチェックを付けてください。 届出済みの内容が不明確な場合には、必要書類一式を提出してください。
- ※3 3「サービス提供責任者の経歴」は、次の書類に代えることが可能です(通知「指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて」(平成20年7月29日老振発第0729002号))。
 - (1)介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」
 - (2)介護職員基礎研修課程修了者及び訪問介護に関する1級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」
 - (3)訪問介護に関する2級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」及び「3年以上介護等の業務に従事したことがわかる書類」

提出者(問合先)

事業所名	大通り介護ステーション
担当者名	平塚 太郎
電話	000-000-0002
メールアト・レス	kanagawa@〇〇.jp



*▲(合計月間勤務時間)…サービス提供責任者と訪問介護員の合計月間勤務時間を記入。

注:管理者がサービス提供責任者を兼務している場合は、それぞれの職種で勤務時間を割り振り、**管理者としての勤務時間は除く**こと。

- *B(合計週間勤務時間)···A÷4
- *** C**(常勤換算)···B÷D

備考1 事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。

0

- 2 職種ごとに左紀の動務形態の区分の順にまとめて記載してください。 動務形態の区分 A:常勤で事徒 B:常勤で兼務 C:常勤以外で事徒 D:常勤以外で兼務
- 3 算出にあたっては、**小教点以下第2位を切り捨て**てください。
- 4 サービス提供責任者・訪問介護員の欄が足りないときは、概を増やして(別の職種の余分な行を削除してその分の行を増やす、2ページにする等)記入してください。 5 資格欄は、資格が必要な職種(サービス提供責任者・訪問介護員)のみ記載してください。 6 *欄には、当該月の曜日を記入してください。

〇前3月の利用者数(通院等乗降介助のみの利用者は0.1人として計算) 月 月 月 月 前3月の平均 サービス提供責任者の配置基準 利用者の敷が40人又はその嫡敷を増すごとに1以上(前3月の平均を用いる)

事業所の サービス提供責任者 経 歴 書

事業所又は施設の名称	大通り介護ステー	ーション				
カナ ヒラツカ タロウ			+	000	左 0 0	0.00
氏名 平塚 太郎			生年月日	\$33	年 3月	3 日
住所 (郵便番号 333 一 平塚市〇〇3-3						
電話番号 000-000-0	0004					
	主な	職 歴	等			
年 月 ~ 年	月	勤務	先 等		職務	内 容
平成12年4月~平成12年10)月 中央福祉サー	ービス協会			経理兼事業企	画
平成12年11月~平成25年3	月 株式会社 力	ナガワヘル	プサービス		訪問介護員	
平成25年4月~平成30年9	月 株式会社 べ	イケアホー	ムヘルプサ	ービス	サービス提供	責任者
					を受ける予定の 載してください。	
	指 定(変	更)後に	従事する	職		
年 月 ~ 年	月	勤務	先 等	7/	職務	内容
平成25年9月~	大通り介記	養ステ ーシ ョ	ョン	ν	サービス提供	責任者
	職務に	 関 連 す	る資格			
資格の利	 重 類			格 取得	· 年 月	
介護福祉士		平成19	9年4月			
備 考 (研修等の受講の						

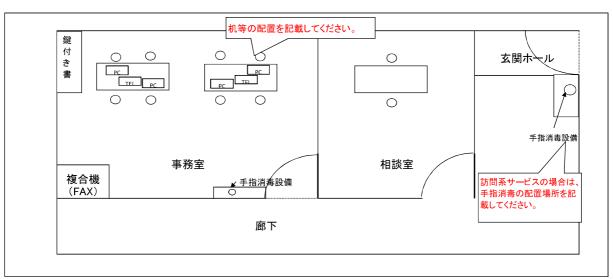
備考

- 1 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。
- 2 当該管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、「事業所又は施設名」欄を適宜拡張して、 その全てを記入してください。

(参考様式2)

平面図

事業所又は施設の名称 大通り介護ステーション



- 備考 1 必ずしも本様式によらず、各室の用途及び面積の分かるものであれば、既存の平面図等をもって提出書類として差し支えありません。
 - 2 各室の用途及び面積を記載してください。
 - 3 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	大通り介護ステーション
申請するサービス種類	訪問介護

措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

• 相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また、担当者が不在の時は、 基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。

(電話番号) 000-000-0002

(FAX番号) 000-000-0003

(担当者) 管理者 平塚 太郎

不在時の対応についても 記入してください。

職名を記入してください。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- 苦情があった場合は、ただちにサービス提供責任者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして 詳しい事情を聞くとともに、担当者からの事情を確認する。
- サービス提供責任者が、必要であると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う。 (検討会議を行わない場合でも、必ず管理者まで処理結果を報告する。)
- 検討の結果、必ず翌日までに具体的な対応をする(利用者に謝罪に行くなど)。
- 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

3 その他参考事項

• 普段から苦情が出ないようなサービス提供を心がけている(毎日朝礼等で確認。訪問介護員に対する 研修の実施等)

事業所として、苦情を少なくするための具体的な方策について記載してください。

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

○○△△ホームヘルプセンター運営規程

事業所名称を記載してくださ

【訪問介護】

作成例

(事業の目的)

第1条 ○○法人○○が開設する○○△△ホームへルプセンター(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護員養成研修の修了者等(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその 居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入 浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・ 医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものと する。

(事業の運営)

第3条 訪問介護の提供に当たっては、事業所の訪問介護員等によってのみ行うものと し、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 訪問介護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1) 名称 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle$ ホームヘルプセンター
 - (2) 所在地 神奈川県 \bigcirc ×市 \square \triangle 町1-2-3

(従業員の職種、員数及び職務内容)

- 第5条 事業所における従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名 (常勤兼務2名)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の でを行う

(3) 訪問介護員等

訪問介護員等は指定訪問介護の提供に当たる。

訪問介護員等	常勤(人)	非常勤(人)
専従	0人	0人
兼務	5人	2人

職員については、職種ごと に常勤、非常勤の別、専従、 兼務の別で人数を記載して ください。 (営業日及び営業時間等)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし祝日、12月29日から1月3日 は営業しない。
 - (2) 営業時間 午前9時から午後5時まで
 - (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後6時まで
 - (4) 上記の営業日、営業時間のほかに、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容等)

- 第7条 訪問介護の内容は、次のとおりとする。
 - (1)身体介護
 - (2) 生活援助
 - (3) 通院等乗降介助

(緊急時における対応方法)

- 第8条 事業所の訪問介護員等は、訪問介護実施中に、利用者の病状に急変等が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等適切な措置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき措置を講じた場合には、速やかに管理者に報告すること とする。

(利用料等)

第9条 訪問介護を提供した場合の利用料金は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に広じて支払いを受けるものとする。詳細は別添の料金表のとおり。 **空通費を請求できるの**は

通常の実施地域を超えたところから片道1kmあたり 〇〇円

3 利用料の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他利用料 について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の実施地域は、○○市、△△市の一部地域(□□町、○町、×××町 1 丁目~5 丁目)とする。

(虐待の防止のための措置)

営業時間とサービス提供時間

- 第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置 を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を○月定期的に1回開催するとともに その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市 町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 事業所は訪問介護員等の清潔の保持及び年 1 回の健康診断を行い健康状態の管理に努める。また、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。

(相談・苦情処理)

- 第 13 条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した訪問介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じる等市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 3 事業所は、提供した訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(事故処理)

- 第 14 条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる
- 2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(秘密の保持)

- 第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び個人情報保護に関する法律を遵守し適切な措置を講じる。
- 2 従業者は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密 を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる 場合はあらかじめ文書により同意を得ることとする。

(記録の整備)

- 第 16 条 事業所は訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から 5 年間保存する。
 - (1)訪問介護計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情・相談等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録
- 2 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了の日から 5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 事業所は職員の資質向上のために以下の研修機会を設けるものとし、また業 務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1月以内に実施する。
 - (2)継続研修 年〇回以上実施する。
 - 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は○○法人と事業所の管理 者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

○○△△ホームヘルプセンター訪問介護料金表

令和○年○月○日現在

1 訪問介護の介護報酬に係る費用

				サービス1回当た	りの料金					
	項目	内容	所要時間	単位数(利	利用者負担額(円)					
		P1A	月安时间	用者負担)	1割負担	2割負担	3割負担	Ţ		
			20分未満	167 単位 (△△△円)	\mathcal{N}					
		身	20分以上 30分未満	250 単位 (△△△円)				1		
		体介	30分以上 1時間未満	396 単位 (△△△円)		者負担額は、				
用者:	段()内は、利 負担額を円に換	護	1時間以上	579 単位 (△△△円)	出方	ってください 。				
算し表示したものです。ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合			以降30分を増す毎に	84 単位 (△△△円)	·					
計単位	立数で計算した 、多少の誤差が	生活援	20分以上 45分未満	183 単位 (△△△円)						
	7 0		助	45分以上	225 単位 (△△△円)					
		通院等 乗降介 助	_	99単位 (△△△円)						
	初回加算		ービス提供責任者が 回又は初回と同月内 に訪問した場合	200単位/月 (△△△円)		通院等乗降介明 場合に記載して				
	早朝・夜間 加算		型朝(6時〜8時)又は 変間(18時〜22時)に 訪問した場合	所定単位数×25%	_					
	深夜加算		夜(22時〜翌6時)に 訪問した場合	所定単位数×50%						
	緊急時訪問 介護加算		用者からの要請に り緊急の訪問介護 を行った場合	1 0 0 単位/回 (△△△円)						
2 加	2人の訪	i問介護員	員によるサービス提供	所定単位数の200%						
算	生活	機能向」	上連携加算(I)	100単位/月 (△△△円)						
	生活		≟連携加算(Ⅱ)	200単位/月 (△△△円)						
	介護職	員処遇改	x善加算 (I ~V)	地域単価×介護報酬 総単位数(基本単位+ 各種加算減算)×サー ビス別加算率 〈1 単位未満の端数四 捨五入〉						

* 利用者負担額(1割)の算出方法

①②の計算による1か月のサービス合計単位数×地域単価〇〇.〇〇=〇〇円(1円未満切り捨て) ○○円-(○○円×0.9(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

*利用者負担額(2割)の算出方法

①②の計算による1か月のサービス合計単位数×地域単価○○.○○□○○円(1円未満切り捨て)○○円-(○○円×0.8(1円未満切り捨て))□△△円(利用者負担額)

* 利用者負担額(3割)の算出方法

①②の計算による 1 か月のサービス合計単位数×地域単価〇〇. 〇〇=〇〇円(1 円未満切り捨て)〇〇円-(〇〇円×0. 7 (1 円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額) **〇○. ○○円は、○○市(○級地)の地域単価

2 運営基準に定められたその他の費用

項目	金額	説明
その他の費用 (交通費)	実費	当事業所の通常の事業の実施地域(○○市△△区、◎◎ 区、▽▽区)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域 にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費(実 費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は 次の額をお支払いいただきます。
		通常の事業の実施地域を越えてから、 片道1km毎に ○○円

受付番号	

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

神奈川県知事

令和 年 月 日

所在地 名 称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

									事業所所	f在地市	可村番号	
	フリ	ガナ							•			
	名	称										
			(郵値	更番号)						
届	主 た	:る事務所の所在地	(34)	一具		郡市						
/144		- 9 7 33771 - 27771 12 - 13	(F)	県 レの名和	· (李)	JH15 1 13						
出	連糸	& 失		話番号	1,41				FAX番	₹무	1	
ш		_{町 几}	电	中田ケ			T :+ 1 7	近軸亡	1 1 1 1 1 1 1	17		
+-				Trèb /7			法人	听轄庁		7	1	
者	代表	者の職・氏名		職名					氏名	<u> </u>		
			(郵便	更番号	_)						
	代表	者の住所している		県		郡市						
	フリ	ガナ										
	事業	所・施設の名称 「										
	3 2/1	2010	(垂)(重	更番号)						
事	主 <i>t-</i>	:る事業所・施設の所在地	(11)	県		郡市						
業				<u></u>		AD 111						
所	連糸	4 A	雷:	話番号	1				FAX番	z 🗆	1	
									FAA4	行		
施		る事業所の所在地以外の場所	(型)19	更番号	_	77						
設		部実施する場合の出張所等の		県		郡市						
の	所在											
状	連系		電	話番号					FAX番	号		
況	管理	2者の氏名										
<i>//</i> L			(郵便	更番号	_)						
	管理	者の住所		県		郡市						
						HI- 11-						
	同一	- 所在地において行う		宇施	指定(評	F 同)	異動等の	カ区分		異動	(予定)	異動項目
		等の種類		主業	年月日		75 30 Tr	7 [2]		年月日		(※変更の場合)
	7 1	訪問介護		于木	十/1日		1新規	2変更	3終了	T-71F	-	(小友文の物目)
		訪問入浴介護		<u> </u>			1新規	2変更	3終了	1		
		訪問看護		<u> </u>			1新規	2変更	3終了			
		訪問リハビリテーション					1新規	2変更	3終了			
届		居宅療養管理指導					1新規	2変更	3終了			
田田		通所介護					1新規	2変更	3終了			
を	指	通所リハビリテーション					1新規	2変更	3終了			
行	定	短期入所生活介護					1新規	2変更	3終了			
5	居	短期入所療養介護					1新規	2変更	3終了	<u> </u>		
	宅	特定施設入居者生活介護						2変更		-		
事		特化加設八店有土冶기設					1新規		3終了			
業	サー	福祉用具貸与					1新規	2変更	3終了	<u> </u>		
所		介護予防訪問入浴介護					1新規	2変更	3終了			
	ビ	介護予防訪問看護					1新規	2変更	3終了			
施	ス	介護予防訪問リハビリテーション					1新規	2変更	3終了			
設		介護予防居宅療養管理指導					1新規	2変更	3終了	1		
の		介護予防通所リハビリテーション					1新規	2変更	3終了	t -		
種		介護予防短期入所生活介護					1新規	2変更	3終了	+		
類				 				2変更	3終了	-		
7,5		介護予防短期入所療養介護	T A =++				1新規			ļ		
		介護予防特定施設入居者生活	古介護				1新規	2変更	3終了			
		介護予防福祉用具貸与					1新規	2変更	3終了			
		介護老人福祉施設					1新規	2変更	3終了			
	施	介護老人保健施設					1新規	2変更	3終了			
	設						1新規	2変更	3終了	1		
		介護医療院					1新規	2変更	3終了			
Λ辮	促除	:事業所番号	-			1 1	1 191 796	-22	01/1/ 1			
				-		+ +	+					
			24	_	<u> </u>	<u> </u>	+				44	
特		変更	前						変	更	後	
記												
事												
項												
	関係書	書類 別添のとおり										

- 備考1
- 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」
 「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 「実施事業」欄は、該当する欄に「〇」を記入してください。
 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「〇」を記入してください。
 「異動項目」欄には、(別紙1,1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等を有する場合は、適宜層を補正して、全ての出張所等の対況について記載してください。 適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

(別紙1)

介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事業所番号					

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の	他 該 当 す る 体 制 等 L	JFEへの登録	割引
各サービス共通			地域区分	1 1 8地 6 2 級地 7 3 級地 2 4 級地 3 5 級地 4 6 級地 9 7 級地 5 その他		
			定期巡回・随時対応サービスに関す る状況	□ 1 定期巡回の指定を受けていない □ 2 定期巡回の指定を受けている □ 3 定期巡回の整備計画がある	1 なし ロ : 2 あり ロ :	l なし 2 あり
			特定事業所加算(V以外) 特定事業所加算V	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II □ 4 加算II □ 5 加算IV □ 1 なし □ 2 あり		
	□ 1 身体介護 □ 2 生活接助		共生型サービスの提供 (居宅介護事業所)	□ 1 なし □ 2 あり		
□ 11 訪問介護			共生型サービスの提供 (重度訪問介護事業所)	□ 1 なし □ 2 あり		
	□ 3 通院等乗降介助		特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当		
			認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算I □ 5 加算II □ 2 加算II		
				□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		

【よくある質問】

Q 法人の登記事項証明書(謄本)は、写しでもよいですか。

A 原本をご提出ください。(発行日から3か月以内のもの)

Q 事業所の常勤職員(正社員)の勤務時間が、勤務形態一覧表で「常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務時間」に満たない場合、勤務形態のところは、どのように記載したらよいですか。

| A 「常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務時間」が週40時間と設定されている場合、その勤務時間数を下回っていれば、勤務形態一覧表に記載いただく勤務形態は、正社員の方でも「非常勤で専従(又は兼務)」となります。

Q 運営規程の従業者の員数の記載については、「○人以上」という記載でもよいですか。

A 原則として、職種ごとに常勤・非常勤の別、専従・兼務の別と員数を正確に記載いただく必要がありますが、従業者数が変わるごとに運営規程を変更せずに済むよう、業務負担軽減等の観点から、「○人以上」と記載することも差し支えありません。ただし、単に「2.5人以上」などとせず、事業所の実態に合った記載としてください。

Q 通常の事業の実施地域外の交通費については、自動車を利用した場合、どのように 記載をしたらよいですか。

▲ 「通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1km 当たり○○円」としてください。なお、徴収できるのは燃料費等実費のみとなります。自動車が稼動しなくてもかかる車両維持費、人件費等は含まれません。

Q 料金表の利用者負担額(1割)の算出方法の計算式は、

「地域単価×単位数=○○円 (1円未満切り捨て)

○○円 \times 0. 1=△△円(利用者負担額)」でよいですか。

A 利用者負担額(1割)の算出方法の計算式は、

「地域単価×単位数=○○円(1円未満切り捨て)

〇〇円- (〇〇円×0.9 (1円未満切り捨て)) = \triangle 〇円 (利用者負担額)」となります。

Q 加算の届出書(介護給付費算定に係る体制等に関する届出書)の記載についてですが、指定予定年月日は「指定(許可)年月日」と「異動年月日」のどちらに書けばよいですか。

A 新規申請の場合には、指定予定年月日を「異動年月日」に記載してください。「指定(許可)年月日」は空欄にしてください。(「指定(許可)年月日」は、既に指定を受けているサービスで加算の変更をする際に、指定を受けた年月日を記載するところです。)